

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
1 新しい行政システムの構築 <第1の柱>									
(1) 分権型社会に対応した新たな県の役割の確立									
(事務事業の見直し)									
全事業の見直し	県の行う全ての事業について、国、県、市町村、民間等の役割を踏まえ、引き続き県が事業主体となるべき事業を選別するため、外部の目も入れて大胆に見直しを行います。	見直し	順次実施			A	県が本来担う役割や事業のあるべき姿などを中長期的な視点に立って評価を行い、これまでに、早急に対応すべきものとして、31事業について廃止・見直しを行い、約12億円を縮減するとともに、23事業について終期設定を行った。	仕分け結果については、今後も、予算編成や、各事業のあり方の検討、市町村への権限移譲の検討、国に対する制度改善要望に活かしていく。	総合企画部 総務部 各部局
政策評価の活用	現在行われている政策評価の結果等を、予算編成や組織・職員定数、人事配置等に活かすことができるシステムの検討を進めます。	検討	運用			A	政策評価と各部の予算要求の連携をより効果的にするため、予算編成議論に資する時期から、事前評価作業を開始した。 指標設定を中心に各課との対話を実施し、目標設定の充実化を図った。	今後も評価制度の活用、あり方について検討を進め、必要に応じ、改善していく。 政策評議委員会委員と県庁職員との評価業務にかかる研究会を継続して行っていく。	総合企画部 総務部 各部局
地方分権の推進(分権推進事業)	三位一体改革など地方分権改革を一層推進するため、府内の総合調整、職員の意識改革に努めるとともに、住民理解の促進、市町村との連携強化などを進めます。 このため、県・市町村の役割、自治体経営、新しい公共空間の形成等のこれらの分権型社会のあり方を明らかにしていくとともに、分権フォーラムの開催、住民アンケートの実施、全国知事会や他の都道府県・市町村と連携しての改革提言など総合的に取り組んでいきます。	順次実施				A	19年6月に千葉県自治体代表者会議(県内地方6団体)と県内全56市町村の首長・議会議長で、地方分権に関する緊急アピールを発表した。 全国知事会、新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)、八都県市首脳会議、分権型政策制度研究センター等と連携して国へ各種提言を行った。 20年3月に、分権フォーラムとして、県・市町村職員を対象に「地方分権改革に関する研修会」を開催した。	引き続き、県内地方6団体や全国の自治体等との連携を強化し、国の動向等に適切に対応していく。 府内の意識改革に努めるとともに、分権フォーラムの開催等を通じて、県内自治体職員の意識改革、県民への啓発・情報提供等を行う。	総合企画部 各部局
(市町村との役割分担の見直し)									
市町村への支援及び権限移譲の推進	市町村と協働した総合的な地域づくりに向けて、県の持つ人材や情報を組織横断的な体制で提供するなど、市町村への支援を進めています。 また、住民に身近な事務を市町村に権限移譲するなど、市町村の機能強化の支援を図ります。 移譲にあたっては、分権型社会における基礎自治体のあり方等を踏まえ、市町村の規模等に応じた包括的な権限移譲や、移譲を受けた事務が滞りなく実施できるよう、県からの人的・財政的な支援を行います。	支援				A	合併市町の体制づくりを支援するため、「新市町スタートアップ支援事業」を実施し、県職員を派遣した。(19年度：旭市など6市12名) 合併市町の新しいまちづくりの課題等について、県・市町協働による「新しいまちづくり協働研究会」で検討した。(19年度:香取市5回、いすみ市15回) 市町村の主体性、創造性を發揮した地域づくり、市町村との連携による施策の実践のため、政策交流会議を開催した。(19年度実績:2回) 市町村の自主的・創造的な事業に対して助成する「元気な市町村づくり総合補助金」事業を実施した。(19年度実績:301,810千円) 権限移譲パッケージリストの見直しを行い、新たなリストを20年3月に市町村へ提示した。	「新しいまちづくり協働研究会」や「政策交流会議」を引き続き開催し、市町村との連携を深め、市町村の主体性・創造性を發揮した地域づくりを更に推進する。 新合併特例法下で合併した新市に対し、その要請に基づき、県職員を派遣し、新市の体制づくりを支援する。 「元気な市町村づくり総合補助金」を引き続き実施し、市町村の自主・自立の一層の推進を図る。(20年度予算額:402,500千円) パッケージリストの更なる改善を図り、市町村の意向を十分に踏まえて権限移譲を進めていく。	総務部

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				A	20年4月の柏市の中核市移行に伴い、保健所事務を移譲した。	県職員を派遣し、柏市が設置する保健所が円滑に業務運営できるよう協力する。	健康福祉部
県内水道のあり方の検討	将来における県営水道等の県内水道のあり方について、望ましい県と市町村の役割、経営形態等を学識経験者による委員会で検討し、その提言を踏まえつつ、県・市町村・水道企業団等の合意形成を図ります。	検討・実施				A	19年2月の「県内水道経営検討委員会」の提言でリーディングケースとされた九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体と県営水道の水平統合について「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会」を設置し、実務レベルの検討を行った。	実務者検討会による実務レベルの検討を進め、21年度を目途に検討結果を取りまとめ、関係事業体等の合意形成に取り組んでいく。	総合企画部
(個別の事務・事業の見直し) 公営競技の見直し	松戸競輪(16年度までの施行者:千葉県、松戸市)については、17年4月から開催を松戸市に一元化し、県としては開催を行わないこととしました。 船橋オートレース(施行者:千葉県、船橋市)については、事業の運営を包括的に民間企業に委託します。 船橋競馬(施行者:千葉県競馬組合(千葉県、船橋市、習志野市で構成))については、「船橋競馬新5か年計画」(14~18年度)に基づく各種振興策や経費の削減策等を積極的に推進し、経営の健全化を図ります。	検討・順次実施				A	船橋オートレースについては、18年度から22年度までの5年間、民間企業に包括的な運営委託を行っている。 船橋競馬では、18年6月に策定した「船橋競馬再生プラン」(計画期間:18~19年度)に基づき「IT事業者との連携による販売チャンネルの拡大」、「人件費等の経費削減」を実施した。	オートレース事業は全国的にも売上や入場者数が減少し、厳しい状況にあることから、委託期間の終了後を見据え、今後のあり方を引き続き検討する。 船橋競馬については、「リニューアル計画」(計画期間:20年度~22年度)に基づき、民間活力を利用した販売チャンネルの拡大や経費削減に取り組む。	総務部
公の施設の見直し(廃止、移譲)	民間において類似するサービスが提供されているもの(国民宿舎等)については、民営化など公的関与の必要性について見直しを行います。	検討・方針決定				A	上総博物館、大房岬少年自然の家を20年4月にそれぞれ木更津市、南房総市に移譲した。 安房博物館、現代産業科学館について、地元市と移譲に関して協議を進めた。 県立高等技術専門校について、平成22年度までを整備期間とする「千葉県立高等技術専門校再構築計画」を策定した。これにより、8校を6校に再編することとした。	安房博物館、現代産業科学館について、引き続き地元市への移譲に関して協議・検討を進める。 県立博物館全体のあり方について、検討を行う。 21年3月末で、ちばキャリアアップセンターを廃止とともに、長生高等技術専門校を東金高等技術専門校に統合する。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(2) 民間能力の活用									
民間企業やNPO等との連携・協働	<p>行政と民間企業等との協働により、より大きな成果が生まれるよう、従来の枠組みにとらわれない新たな協働について検討を進めます。</p> <p>また、NPO立県千葉の実現を目指し、千葉県NPO活動推進指針に基づきNPO等の事業力強化を図るために支援を行うとともに、パートナーシップマニュアル等を活用し、行政とNPO等との協働も進めます。</p> <p>更に、民間企業等が行う地域の社会貢献活動、奉仕活動が積極的に展開される環境づくりについて、検討します。</p>	順次実施				A	<p>NPOと県行政との協働を推進する「ちばパートナーシップ市場事業」において、3つの協働事業を実施した。</p> <p>地域課題に対し、県・市町村・NPOが連携して事業に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」を2箇所のモデル地域（柏市、南房総市）で実施した。</p> <p>企業とNPOとの連携を推進するとともに、民が民を支える地域資源循環システムに関する調査を実施した。</p> <p>京葉コンビナートの主要11社と「エネルギー・フロントちば推進戦略」を策定し、競争力強化に向けた企業間連携の取組とともに、「千葉の里山・森づくり」や「産業観光」等、企業と地域の共生の取組を推進することとした。</p> <p>県営住宅の建替えを契機とした「新たな地域社会づくり研究会」では、地域住民が主体となって福祉、就労、農業、教育、観光などの様々な分野が融合したフレーメン型地域社会づくりを検討しており、19年度は、民間事業者の「フレ公募」を実施し、事業提案を受けた。</p>	<p>「市民活動フェスタ」を中心とする様々なNPO関連の催しを行う「ちばNPO月間」を引き続き実施して一層のNPO活動の普及啓発に取組む。</p> <p>地域共生の取組を推進するため、「ちばの里山・森づくり」や「産業観光」等の推進体制を整備する。</p> <p>フレーメン型地域づくりのフレ公募の提案などを基に、拠点施設を整備する事業者を募る本公募を実施し、民間事業者による拠点施設の整備を進める。</p> <p>ニート・フリーターを対象とした合同就職フェアを、NPO協働事業として実施する。</p>	総合企画部 環境生活部 各部局
アウトソーシングの推進(民間委託、市場化テスト等)	<p>「事業仕分け」等の結果県が行うとした業務についても、その実施は民間で行うことを基本とし、限られた人的資源を有効に活用するにふさわしい業務を、県が直接実施するものとして選択していきます。</p> <p>・許認可等の公権力の行使を伴うもの、企画調整、経営管理以外の業務は委託を原則とし、業務委託の判断基準を明確化したうえ、委託可能な業務を整理し、実施計画を策定します。</p> <p>・多くの人手やコストを要する業務については、活動基準原価計算(ABC分析)によるコスト計算を行い、市場化テストの実施について検討します。</p> <p>・業務委託に馴染まない業務等であっても、業務プロセスを分析のうえ、業務命令によって統制することが可能なものについては、派遣労働者を活用します。</p>	検討・順次実施				A	<p>民間委託の拡大など、民間能力を活用した事業実施に取り組んだ。</p> <p>・花見川第二終末処理場(下水処理施設)の維持管理について、19年度から複数年度の性能発注を基本とした包括的民間委託とし、民間業者の裁量に任せることにより、業務の効率化を図った。</p> <p>・道路交通法の改正を受けて、引き続き放置車両確認業務の民間委託を実施した。(16警察署、4法人・72人の駐車監視員)</p> <p>また、放置違反金納付命令等の発送業務及び放置違反金の収納データの登録業務についても民間委託を実施した。</p> <p>・郵政民営化に伴い小荷物の配達業務委託に一般競争入札の導入を決定した。</p>	18年度に行った業務の実施方法調査等を踏まえ、県職員が担うべき性質の業務、アウトソーシングを重点的に検討すべき業務の基準等を整理し、更なる対象業務の選定を行う。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局															
公の施設への指定管理者制度の導入	公の施設の管理について、指定管理者制度を積極的に導入し、県民サービスの向上と行政コストの縮減を図ります。	実施				A	<p>公の施設119施設のうち66施設(55. 5%)で指定管理者制度による管理を実施した。(その他は、県直営50施設、移譲又は廃止等予定3施設)</p> <p>制度導入から2年余りを経過し、ガイドラインの改訂を行うなど、再指定に向け、準備を進めた。</p> <p><導入施設の内訳></p> <table border="1"> <tr> <td>レクリエーション施設・スポーツ施設</td> <td>国民宿舎、国際水泳場、県民の森など</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>産業振興施設</td> <td>日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テクノプラザなど</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>基盤施設</td> <td>都市公園、駐車場など</td> <td>23施設</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>文化会館、博物館房総のむらなど</td> <td>14施設</td> </tr> <tr> <td>医療・社会福祉施設</td> <td>リハビリテーションセンター、福祉ふれあいプラザなど</td> <td>5施設</td> </tr> </table> <p>※県営住宅(149団地)については管理代行制度を導入</p>	レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森など	19施設	産業振興施設	日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テクノプラザなど	5施設	基盤施設	都市公園、駐車場など	23施設	文教施設	文化会館、博物館房総のむらなど	14施設	医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター、福祉ふれあいプラザなど	5施設	県直営とした施設についても、国の制度の変更や類似施設における指定管理者制度の運用状況を踏まえ、必要に応じ、指定管理者制度の導入を検討していく。	総務部 各部局
レクリエーション施設・スポーツ施設	国民宿舎、国際水泳場、県民の森など	19施設																						
産業振興施設	日本コンベンションセンター国際展示場、東葛テクノプラザなど	5施設																						
基盤施設	都市公園、駐車場など	23施設																						
文教施設	文化会館、博物館房総のむらなど	14施設																						
医療・社会福祉施設	リハビリテーションセンター、福祉ふれあいプラザなど	5施設																						
住民参加による施設の維持管理制度の導入・実施	県民のみなさんと身近な道路や河川、公園等の公共施設の維持管理にあたっては、地域づくりの一員・担い手となつていただける個人や団体、企業等の協力を得ながら実施します。	方針策定	順次実施			A	<p>実施団体、地元市町村、県で協働・連携する「河川海岸アダプトプログラム」により、都川など、3河川(5団体)で河川清掃を実施した。また、「道路アダプトプログラム」実施要領を策定した。</p> <p>船橋港区・海老川河口部において、関係団体(漁協、近隣自治会、船橋市、県、ボランティア)と協働で清掃活動を実施した。(約200名参加、ゴミ収集量約6トン)</p> <p>指定管理者制度を導入した公園などにおいて、樹林帯の間伐等をNPO団体に委託し、ボランティアの作業員を動員した作業を実施した。</p>	<p>「河川アダプトプログラム」及び「道路アダプトプログラム」を展開することにより、広報等を実施し、参加団体等の拡大を図る。</p> <p>今後も、船橋港区・海老川河口部の清掃活動を関係団体と協働で実施していく。</p> <p>指定管理者制度を導入した公園のほか、直営公園においても、引き続き、可能な限りボランティア等を動員した公園管理の実施を図っていく。</p>	県土整備部 各部局															
PFIの推進	「千葉県PFI活用ガイドライン」について、PFI手法の導入における対象事業の基準及び導入の適否を判断する基準等を明確にする改訂を17年度中に行います。	改訂	導入検討			A	<p>千葉県PFI施策推進会議において検討した結果、「北総浄水場排水処理施設」について、PFIを導入することとした。</p> <p>「千葉県PFI活用ガイドライン」に基づいて調査した結果、警察本部の「勝浦警察署新築工事」が検討基準に該当したため、検討を行うこととした。</p> <p>PFIの活用促進を図るため、19年10月に県庁職員を対象としてPFI講習会を実施した。</p>	<p>千葉県PFI活用ガイドラインを踏まえ、引き続きPFI導入の検討を行う。</p> <p>警察本部の「勝浦警察署新築工事」について、千葉県PFI施策推進会議でPFI導入を検討する。</p> <p>県庁職員を対象とした講習会をより効果的なものとし、PFI活用促進が図られるよう努める。</p>	総合企画部 各部局															
規制改革の推進	「規制改革に関する基本方針」に基づき、経済の活性化と県民負担の軽減を図るため、条例等による規制、県が独自に設定している規制(何らかの時間的・経済的負担を求めているものの)撤廃・緩和や許認可等事務手続きを簡素化します。	実施				A	「規則、審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針」等を対象に検討を行い、11件の見直しを行った。また、12件について、さらに検討を進めることとした。	社会状況の変化に応じ、各分野のニーズに沿った規制改革について検討を実施していく。	総務部 各部局															

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
--------	-----	------	------	------	------	------	-----------	---------	------

2 県庁経営改革 <第2の柱>

(1) 効率的な組織機構づくり

出先機関の再編	県の出先機関については、16年度に支庁制度を廃止するなど大規模な再編・整備を行いました。今後、IT化の進展に伴う事務処理の効率化・合理化、市町村合併の進捗や県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、地域の特性に応じた機能強化等も含め、組織のあり方等について検討し、再編を進めます。	検討・順次実施				A	組織の簡素化や事務処理体制の効率化等を図るため、農業総合研究センターに森林研究センターを統合したほか、千葉地域整備センター千葉整備事務所及び安房地域整備センター鴨川整備事務所を本所に統合した。	引き続き、県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、地域の特性も考慮しながら、そのあり方について検討し、再編を進める。	総務部
中核市制度への移行に伴う保健所業務の移譲【再掲】	人口が30万人以上である市については、中核市制度への移行に伴い、保健所事務の移譲を進めます。	順次実施				A 【再掲】			健康福祉部
試験研究機関の見直し	試験研究機関については、国・民間の試験研究機関や大学との連携や共同研究等を進め、研究項目等の選択と集中を行い、適正な組織規模について検討を進めます。	検討・順次実施				A	試験研究の一体的な推進を図るため、農業総合研究センターに森林研究センターを統合するとともに、環境研究センター及び畜産総合研究センターの内部組織の再編・統合等により、組織規模の適正化を図った。 ※参考※ 試験研究機関における職員数 17年4月 726名 18年4月 707名 19年4月 701名(※) 20年4月 674名 (※)病害虫防除所の農業総合研究センターへの統合に伴う増員(14名)を含む。	千葉県試験研究機関評価委員会における平成19年度評価結果を有効活用し、引き続き研究項目等の選択と集中を行うとともに、当該評価結果に対する各機関の対応方針を踏まえ、適正な組織規模について検討を進め、組織の見直しを行っていく。	総合企画部 総務部 各部局
地方独立行政法人化等の検討	公営企業、試験研究機関等について、成果やコスト構造等を明確にした経営を行うため、地方独立行政法人化等を検討します。	検討・方針決定				B	他団体における導入状況や、その効果等について調査・研究を行った。	試験研究機関については、千葉県試験研究機関評価委員会における平成19年度評価結果を、試験研究機関の見直しに有効活用するとともに、他団体における導入効果等も踏まえ、引き続き地方独立行政法人化等について検討を続ける。 公営企業については、経営の健全化に取り組むとともに、他団体における導入効果等も踏まえ、地方独立行政法人化等の検討を続ける。	総合企画部 総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(2) 公営企業の改革への取組									
水道局(水道事業)	<p>これまで、浄・給水場の運転管理業務の委託や県水お客様センターの設置等を行ってきたところであり、今後とも、効率的・効果的なサービスの提供を図るため、積極的に民間能力を活用するなど一層の改革を進めます。</p> <p>また、現在の事業計画(13～17年度)が終了することから、22年度を目指年度とした次期事業計画を17年度末までに策定します。</p>	策定	実施			A	<p>計画の達成状況を評価するための第三者機関である「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会」を6回開催し、平成18年度事業等の達成状況等について評価し、その評価結果を公表した。</p> <p>新たな水処理技術の共同研究の公募を行い、検討会で共同研究を行なう2社を選定し、研究を実施している。</p>	<p>19年度事業等の達成状況等について、第三者機関の「千葉県水道局中期経営計画事業等評価委員会」で評価し、公表することにより、透明性の高い事業運営と、より一層経営の効率化に取り組む。</p> <p>共同研究は20年度までの予定で、研究結果から、実用化の可能性、導入する場合の問題点等を検討する。</p>	水道局
企業庁(土地造成整備事業、工業用水道事業)	<p>土地造成整備事業については、基盤整備事業を22年度までに、土地処分を24年度までに概ね終了させることとします。賃貸済みの土地及び未分譲の土地を引き継ぐこととなる新たな組織については、他部局に関連する業務を含め検討し、準備を進めます。なお、現在の経営戦略プラン(15～17年度)が終了することから、17年度末までに次期プランを作成し、事業の効率的な執行を推進します。</p> <p>また、工業用水道事業については、一層の経営の効率化を図るために、浄水場の運転操作等の外部委託を進めます。</p>	土地造成整備事業 順次実施				A	<p>土地造成整備事業については、千葉ニュータウン事業計画を変更し、複合的土地利用を可能にするとともに、幕張新都心文教地区の新たな土地利用を図るマスタープランの策定に取り組むなど、さらなる分譲促進に向けた条件整備を進めた。</p> <p>工業用水道事業については、佐倉浄水場の運転管理業務の外部委託をさらに拡大した。また、安定給水と経営健全化に向けたさらなる経営改革を目指し、第2次長期ビジョンと中期経営計画を策定した。</p> <p>24年度末の資金収支や保有土地の状況等の見通しを含め、長期事業収支見通し等の見直しを行い、その結果を公表した。</p>	<p>土地造成整備事業については、さらなる保有土地処分の促進、精算の推進、公共施設等の早期引継ぎなど、円滑な事業収束に向けた取組を一層推進していく。</p> <p>工業用水道事業については、外部委託の範囲をさらに拡大するなどにより、一層の運営コスト縮減を図る。</p> <p>事業進捗に応じて、簡素で効率的な組織を目指す。また、経営状況の適正な進捗管理を行いつつ、事業収束後の組織体制を検討していく。</p>	企業庁 関係部局
病院局(病院事業)	<p>病院事業の独自性・自立性を高め、資源の一体的かつ効率的な運用によって経営健全化を図るため、16年度から地方公営企業法の全部適用を行いました。</p> <p>今後は、千葉県病院局中期経営計画(17～19年度)に基づいて医療収益の向上を中心とした経営改善や効率的な人員配置等に取組み、単年度の赤字(15年度実績 約21億円)を19年度には約2億円に圧縮します。</p>	順次実施				A	<p>患者サービスの向上や良質な医療サービスの安定的提供を行ったほか、経営効率化に向けて経費の削減等に取り組んだ。また、新たな中期経営計画(20～22年度)を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテの導入(20年3月から こども病院・循環器病センター) ・診療材料の購入費の削減 	<p>中期経営計画の目標達成に向けて、各種施策に取り組む。また、公立病院改革ガイドラインを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	病院局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
--------	-----	------	------	------	------	------	-----------	---------	------

(3) 公社等外郭団体の見直し

公社等外郭団体の見直し	<p>県依存型の経営から自立型の経営へと転換を図り、県の政策課題に対応する真に必要な事業を独立採算により行うことを基本的考え方として、県行政改革推進本部で決定した見直し方針に沿って抜本的な改革に取り組みます。</p> <p>なお、見直し方針についてはその後の環境変化に応じてチェックし、団体の統廃合や役職員数の削減など必要な見直しを行い、団体数、役職員数を概ね2割削減します。</p> <p>① 新たな公社は設置しません。 ② 経営状況を積極的に開示します。 ③ 県からの人的支援は、原則としてなくします。 ④ 県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合のみ行います。 ⑤ 公社等の財務状況や経営改善等について、客観性や透明性を図るため各公社等における監査機能を強化します。</p>	<pre> graph LR A[方針見直し] --> B[順次実施] B --> C[A] </pre>	A	<ul style="list-style-type: none"> 指導対象団体(19年4月→20年4月) 42団体 ±0 役職員の削減(19年4月→20年4月) 2,236人 → 2,194人 ▲42人 (役員) 全体で+5人(県OB・派遣職員で+5人) (職員) 全体で▲47人(県OB・派遣職員で▲25人) 県の財政支出の状況(18年度決算→19年度決算) 委託料・補助金等 263億円 → 231億円 ▲32億円 			各団体に対して見直し方針を踏まえた経営計画の策定を指導するなど、引き続き改革方針の達成に向けて取り組んでいく。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局																																																																																								
(4) 定員管理の適正化																																																																																																	
新たな定員適正化計画の推進	<p>分権型社会における県の役割の見直しを踏まえ、県の行うべき業務に対して、真に必要な人員を振り向けます。</p> <p>そこで、取組の具体的目標として、新たに前回計画を上回る削減人数を設定した定員適正化計画を策定し、知事部局、各行政委員会、公営企業、教育委員会事務局及び警察(警察官以外)の職員の削減に努めます。</p> <p>→</p> <p>[学校職員] 学校職員については、標準法による定数を最大限活用することとし、県単独配置職員の見直しを行います。</p> <p>[警察官] 警察官については、今後の社会情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めます。</p>						<p>『定員適正化計画の進捗状況』</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>[17.4.1]</td> <td>224,11</td> <td>目標数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[20.4.1]</td> <td>実績</td> </tr> </table> <p>1 知事部局等(職員数)</p> <table border="1"> <tr> <td>知事部局等</td> <td>8,656</td> <td>7,356</td> <td>▲1,300(▲15.0%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8,049</td> <td>▲607(▲7.0%)</td> </tr> </table> <p>※公益法人等への派遣職員及び育児休業中の職員等、行政委員会職員を含む。</p> <p>2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部(警察官員)(職員数)</p> <table border="1"> <tr> <td>公営企業</td> <td>3,549</td> <td>2,939</td> <td>▲610(▲17.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,255</td> <td>▲294(▲8.3%)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>1,140</td> <td>990</td> <td>▲150(▲13.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>958</td> <td>▲182(▲16.0%)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>1,172</td> <td>1,147</td> <td>▲25(▲2.1%)</td> </tr> <tr> <td>(警察官以外の職員)</td> <td></td> <td>1,152</td> <td>▲20(▲1.7%)</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>5,861</td> <td>5,076</td> <td>▲785(▲13.4%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5,365</td> <td>▲196(▲5.5%)</td> </tr> </table> <p>※公益法人等への派遣職員及び育児休業中の職員等、派遣社会教育主事を含む。</p> <p>3 学校職員(定数)</p> <table border="1"> <tr> <td>学校職員</td> <td>41,080</td> <td>40,720</td> <td>▲360(▲0.9%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,801</td> <td>▲279(▲0.7%)</td> </tr> <tr> <td>標準法による定数</td> <td>40,184</td> <td>40,100</td> <td>▲84(▲0.2%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>40,089</td> <td>▲95(▲0.2%)</td> </tr> <tr> <td>県単定数</td> <td>896</td> <td>820</td> <td>▲76(▲30.8%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>712</td> <td>▲184(▲20.5%)</td> </tr> </table> <p>4 警察官(定数)</p> <table border="1"> <tr> <td>警察官</td> <td>10,951</td> <td>11,361</td> <td>+410(+3.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11,237</td> <td>+286(+2.6%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>66,548</td> <td>64,513</td> <td>▲2,035(▲3.1%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>65,452</td> <td>▲1,096(▲1.6%)</td> </tr> </table>	区分	[17.4.1]	224,11	目標数			[20.4.1]	実績	知事部局等	8,656	7,356	▲1,300(▲15.0%)			8,049	▲607(▲7.0%)	公営企業	3,549	2,939	▲610(▲17.2%)			3,255	▲294(▲8.3%)	教育委員会事務局	1,140	990	▲150(▲13.2%)			958	▲182(▲16.0%)	警察	1,172	1,147	▲25(▲2.1%)	(警察官以外の職員)		1,152	▲20(▲1.7%)	小計	5,861	5,076	▲785(▲13.4%)			5,365	▲196(▲5.5%)	学校職員	41,080	40,720	▲360(▲0.9%)			40,801	▲279(▲0.7%)	標準法による定数	40,184	40,100	▲84(▲0.2%)			40,089	▲95(▲0.2%)	県単定数	896	820	▲76(▲30.8%)			712	▲184(▲20.5%)	警察官	10,951	11,361	+410(+3.7%)			11,237	+286(+2.6%)	合計	66,548	64,513	▲2,035(▲3.1%)			65,452	▲1,096(▲1.6%)	<p>定員適正化計画の推進にあたっては、総枠の中で弾力的、機動的な運用を図り、行政需要の変化に対応したスクランブル・アンド・ビルトを徹底し、真に必要な事業には適切に人員を配置しつつ、定員管理の適正化に努める。</p> <p>県の担うべき役割の明確化や事業の選択と集中、民間能力の積極的な活用などを基本に、業務のアウトソーシングや事務事業の廃止、効率化による組織の見直しなどにより、定員管理の適正化に取り組んでいく。</p>	総務部 各任命権者
区分	[17.4.1]	224,11	目標数																																																																																														
		[20.4.1]	実績																																																																																														
知事部局等	8,656	7,356	▲1,300(▲15.0%)																																																																																														
		8,049	▲607(▲7.0%)																																																																																														
公営企業	3,549	2,939	▲610(▲17.2%)																																																																																														
		3,255	▲294(▲8.3%)																																																																																														
教育委員会事務局	1,140	990	▲150(▲13.2%)																																																																																														
		958	▲182(▲16.0%)																																																																																														
警察	1,172	1,147	▲25(▲2.1%)																																																																																														
(警察官以外の職員)		1,152	▲20(▲1.7%)																																																																																														
小計	5,861	5,076	▲785(▲13.4%)																																																																																														
		5,365	▲196(▲5.5%)																																																																																														
学校職員	41,080	40,720	▲360(▲0.9%)																																																																																														
		40,801	▲279(▲0.7%)																																																																																														
標準法による定数	40,184	40,100	▲84(▲0.2%)																																																																																														
		40,089	▲95(▲0.2%)																																																																																														
県単定数	896	820	▲76(▲30.8%)																																																																																														
		712	▲184(▲20.5%)																																																																																														
警察官	10,951	11,361	+410(+3.7%)																																																																																														
		11,237	+286(+2.6%)																																																																																														
合計	66,548	64,513	▲2,035(▲3.1%)																																																																																														
		65,452	▲1,096(▲1.6%)																																																																																														

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(5) 分権時代に対応した職員の能力向上、多様な人材の確保									
新たな人事評価制度の導入	職員の職務を遂行する上で発揮した能力や職務を遂行した実績を的確に把握・評価するより客観的な人事評価制度について、国の公務員制度改革の動向を踏まえて具体的な検討を行い、実施していきます。	検討・実施				A	本庁課長級以上の職員を対象に、目標チャレンジプログラムの評価結果を平成20年度から勤勉手当に反映させることとした。 一人一台パソコンを使用する「目標チャレンジプログラム支援システム」を開発した。	「目標チャレンジプログラム支援システム」の活用、評価者研修の充実等により、職員への制度の浸透を進める。 評価結果を人財開発、任用、給与等に的確に活用する仕組みの構築を検討する。	総務部
人材開発の推進	地方分権の進展等により、政策や法務に関する知識など職員に求められる能力も大きく変わってきています。このため、新たな人材開発に関する基本的な方針を策定し、国や市町村、民間企業等との人事交流や職員の主体的な能力開発への支援、研修制度、人事制度と連携した人材開発など仕組みを整備し、意欲と能力を備えた職員の育成を進めます。	検討・実施				A	「千葉県人財開発基本方針」に基づき、「千葉県職員能力開発推進計画」(20~22年度)を策定した。 (その他) ・国や市町村、民間企業等との人事交流 ・「ちば政策セミナー」等の政策研修の実施 ・目標チャレンジプログラム支援システムを活用した研修履歴の蓄積・活用のしくみの構築	引き続き、「千葉県人財開発基本方針」に掲げた具体的な取り組みを実施し、意欲と能力を備えた人材の育成に努める。	総務部
多様な人材の確保	多様化・高度化する行政サービスの需要に対処するため、多様な能力を持つ人材を採用、確保するとともに、弹力的な組織運営(職員配置)が行われるよう、職種区分を見直します。 ・任期付職員、民間企業等経験者の採用 ・職種区分(採用職種)の見直し	検討・実施				A	任期付職員について、19年度に7名、20年4月から2名を採用し、障害者権利擁護、戦略的な観光プロモーションの推進の分野等に配置した。 民間企業等経験者の採用について民間企業職務経験者試験を実施し、20年4月から10名を採用し、土木及び建築分野に配置した。	引き続き、任期付職員制度を活用するとともに、民間企業等職務経験者採用試験を実施する。 職種区分について、組織運営の弾力化を進めるという観点から、引き続き見直しを検討する。	総務部
勤務時間の彈力化	複雑高度化の進む行政課題に的確に対応し、公務の効率的な運営を確保するため、短時間勤務制度や在宅勤務制度等、勤務時間の弾力化を検討します。	検討・実施				A	20年4月から育児短時間勤務制度を導入した。	今後も国や他県の状況を注視しながら、勤務時間制度の見直しを検討していく。	総務部
給与及び特殊勤務手当等の見直し	民間準拠を基本として、より職員の職務・職責や実績に応じた給与となるよう、給与構造の見直しを行います。また、特殊勤務手当等について、社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、適正化を図ります。	検討・実施				A	勤勉手当への勤務実績の反映について、本庁課長級以上の職員を対象に、平成20年度から新たな人事評価制度を活用していくこととし、必要な規定整備等を行った。 休職者に対する給与について、社会情勢の変化等を踏まえ、休職2年目以降の職員には支給しないこととした。 技能労務職員の給与の見直し方針を策定した。 厳しい財政状況を踏まえ、一般職の給料及び管理職手当と知事等特別職の給料の減額措置を平成21年7月まで2年間延長した。	新たな人事評価制度の実施状況を踏まえ、勤勉手当への活用の拡大、昇給への活用について、引き続き検討する。 見直し方針に基づき、技能労務職員の給与の見直しを進める。	総務部
福利厚生事業の見直し	全ての職員住宅・寮を対象に今後の廃止計画を策定し、転用又は用地の処分を進めます。 廃止するまでの間は、民間家賃の状況等を勘案し貸付料の引き上げや、職員間の公平性確保の観点から長期入居の見直しを行うとともに、職員住宅の集約化を図ります。	策定	順次実施			A	<水道局> 1寮を廃止した。 <企業> 2住宅を廃止した。 1住宅について、平成22年度末廃止とする計画を策定した。 <教育庁> 6住宅で6棟を廃止した。	廃止方針が決定されている職員住宅については、順次、廃止していく。その他の職員住宅・寮についても廃止計画の策定に向けた取組を進める。 すでに廃止した職員住宅について、処分を進めるため、敷地の境界確定測量等を行う。	総務部 各任命権者

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
組織・職員のノウハウの共有	組織能力の向上や業務の改善を図るため、職員の優れたノウハウや成功体験、成功事例を組織全体で共有する仕組みを作ります。	順次実施				A	府内ホームページに、職員提案と改善事例紹介の掲示板、業務処理上の疑問・課題を職員間で質問・相談しあう掲示板を設置し、職員のノウハウや成功体験、成功事例等を共有することとした。	府内ホームページの掲示板の活用や、府内人材バンクの充実を図るとともに、他のノウハウ共有のための仕組みを検討する。	総務部

(6) 電子化等を活用した業務プロセスの改善

電子調達(入札)の実施	事業者の利便性の向上と調達コストの低廉化や行政事務の効率化を図るため、公共事業、物品購入等の調達(入札)事務がインターネットを通じて行える電子調達(入札)を実施します。	試行・拡大	本格稼動		A	建設工事については、全ての入札案件、物品については、管財課執行分49件を電子入札により対応した。 また、20年度以降の全所属の入札案件を電子入札に対応させるため、周知等を図った。 これらに対応するため、機器増強等を行った。	建設工事については、引き続き全ての入札案件を電子入札に対応させる。 物品については、20年度以降の全所属の入札案件を電子入札に対応させる。 事業者の利便性の向上のため、市町村との共同利用について検討する。	総務部 国土整備部
電子申請・届出システムの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、各種申請・届出の行政手続がインターネットを通じて行える電子申請・届出システムを導入します。	開発	稼動・拡大		A	19年度末現在、204手続で利用可能となっており、19年度は、1,048件の利用(申請・届出)があった。	各課に対して電子申請・届出システムの利用促進のための説明会、操作研修を実施する。 総合文書管理システムとの連携を図る。	総務部
マルチペイメントネットワークの導入	県民・事業者の利便性の向上のため、金融機関と収納機関をネットワークで結び、利用者がパソコン、携帯電話、ATMなどの様々な手段により、自動車税や自動車取得税などの支払いを行うことが出来るマルチペイメントネットワークを導入します。	検討	設計・開発	稼動	B	県税について、県民サービス向上、納入窓口、納税機会の拡大のためには、マルチペイメントネットワークの活用が不可欠であることから、導入に向けた準備に取り組んだ。 県税以外については、電子申請システムに、マルチペイメントなどの収納機能を付与する方向で、導入について検討を進めた。	県税について、マルチペイメントネットワークの効率的活用には、税務システムの再構築が必要不可欠となることから、20年度において、マルチペイメントネットワークによる収納方法を含む税システム再構築のための調査費を計上し、導入のための準備調査を実施する。 県税以外については、引き続き、電子申請システムに収納機能を付加する方向で、導入の検討を行う。	総務部 出納局
新総合文書管理システムの導入	行政事務の効率化を図るため、文書のライフサイクル(收受、起案、決裁、施行、保存、廃棄等)を一元的に管理する総合的な文書管理システムを導入します。	検討	設計・開発	稼動	A	19年10月から電子決裁の試行運用を開始した。	電子決裁の試行を実施し、本格稼動に向けて運用等を検討する。	総務部
内部事務の集約化	行政事務の効率化を図るため、県立学校においても庶務共通事務処理システムを導入します。	順次実施			B	小中学校教員の旅費審査事務について、総務ワークステーションで集中処理を実施した。(対象約2万8千人、65万件)	県立学校教員の手当認定事務等を集中処理した場合の事務削減効果等について引き続き検討していく。	総務部 教育庁

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
システムの市町村共同利用の実施	県・市町村全体としての行政経費を削減するため、電子調達(入札)システム及び電子申請・届出システムの共同利用を実施します。	(調達) 調整 → (申請) 調整 → 実施	実施			A	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達(入札)システム 18年4月からシステムが稼動し、18年度に7団体、19年度8団体が運用を開始するとともに、20年度に予定する8団体の運用開始に向け、千葉県電子自治体共同運営協議会において、団体間の調整を行った。 ・電子申請・届出システム 18年10月からシステムが稼動し、18年度に4団体、19年度に9団体が運用を開始するとともに、20年度に予定する12団体の運用開始に向け、千葉県電子自治体共同運営協議会において、団体間の調整を行った。 	<p>協議会において、実施予定団体に対して、実施に向けた準備の支援を行う。</p> <p>〈実施予定等団体数〉 ・電子調達(入札)システム 20年度 8団体追加 21年度 5団体追加 22年度 1団体追加 (計 29団体を予定)</p> <p>・電子申請・届出システム 20年度 12団体追加 21年度 12団体追加 22年度 1団体追加 (計 38団体を予定)</p>	総務部
【その他】						—	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館のインターネット予約 19年2月から開始した県立図書館のインターネット予約について、県立図書館のホームページや館報による広報を行い、活用の促進を図った。 ・インターネット公売の実施 県税に係る差押財産の換価促進を図るため、18年8月からインターネット公売用オークションシステムを利用した公売を19年度は8回実施した。 売却額 合計37, 153千円 	<p>広報等により、県民のインターネット図書予約サービスの活用を促進する。</p> <p>引き続き、インターネット公売を活用し、差押財産の換価の促進を図る。</p>	教育庁 総務部

個別取組事項	内 容	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	進捗 状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(7) 入札・契約制度の改善及び公共工事コスト縮減									
一般競争入札の拡大	競争性の向上と調達手続きの透明化を図るため、一般競争入札の拡大を行います。	基準検討 → 実施				A	一般競争入札の対象工事を19年10月から5千万円以上に拡大して実施した。 物品調達等についても、19年10月から5百万円以上に拡大して実施した。	建設工事の対象工事の拡大について引き続き検討する。 物品調達等についても対象案件の拡大について引き続き検討する。	総務部 県土整備部
総合評価落札方式等の導入	価格のみの競争ではなく、施工手順や品質管理の方法、技術者の能力など企業の技術力等を含め総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式を導入します。 併せて、VE(バリュー・エンジニアリング)方式や設計施工一括方式等、民間技術力の活用を図ります。	基準検討 → 実施				A	「総合評価方式実施要領」を改正し、5千万円以上の工事を対象に81件の総合評価方式の入札を実施した。 総合評価方式の普及・拡大を図るために、「千葉県総合評価方式ガイドライン」、「総合評価方式評価結果公開要領」、「市町村等総合評価支援要領」等を制定した。	引き続き、実施件数の増加、市町村等への普及拡大に努める。	県土整備部
随意契約の見直し	地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約で行われている業務委託契約については、随意契約理由、当該サービスを提供する企業等の存在を精査し、競争入札への転換を進めます。 また、競争入札の拡大を図るため、長期継続契約制度の導入を検討します。	実施 →				A	19年4月から、随意契約適正化の取組指針に示された随意契約に係る情報の公表などを実施し、一層の透明性・公正性の確保に努めた。	随意契約について、見直しのためのフォローアップを引き続き行う。 長期継続契約制度について、引き続き検討していく。	総務部 県土整備部
コスト構造改革の実施	公共事業における設計・計画から維持管理までの全ての段階でコストの観点から見直すコスト構造改革プログラムに取り組み、設計の終点検、設計VEにおける専門家の活用等により、総合的なコスト縮減を図ります。 ※設計VE(バリュー・エンジニアリング)： 設計段階で、より安価な方法を見出す手法	実施 →				A	19年度にとりまとめた18年度公共工事コスト縮減対策の取り組み結果は、14年度と比較し6.3%（縮減額75億円）の低減となった。 設計VEを2件実施した。	引き続き、20年度までを計画期間とする「コスト構造改革」に取り組み、実施結果を公表していく。	県土整備部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
--------	-----	------	------	------	------	------	-----------	---------	------

(8) 開かれた県政と県民参加の推進

タウンミーティング等の積極的な展開	大規模な事業計画や政策の策定にあたっては、計画段階から広く県民、団体等の関心を高めるとともに、意見を計画に反映させるため、タウンミーティング等による合意形成に取り組みます。	実施				A	県ホームページの「県民参加のページ」にタウンミーティング開催予定や開催実績・内容などの情報を集約して掲載した。	引き続き、「県民参加のページ」の充実に努め、県民によりわかりやすくタウンミーティング等の情報を提供していく。	総合企画部 各部局
県民の声データベースの構築	知事への手紙など様々なチャンネルから寄せられるみなさんの意見・提案・質問を、行政サービスの見直し等に活用するため全般的に共有するとともに、県民のみなさんへの説明責任を果たし、納得をいただくため、寄せられた意見等に対する県の考え方を公表します。	実施				A	県に寄せられた意見・提案を、県の考え方と併せて、県ホームページに「県民のこえ」として掲載した。 各課がホームページ上に掲載している「業務内容等のQ&A」をリンクとして掲載した。	引き続き、県ホームページにおいて「県民のこえ」のページの充実を図るとともに、県民にわかりやすく活用しやすいページづくりを行う。	総合企画部
行政コストの表示	職員のコスト意識を高めていくとともに、県民のみなさんに県の業務に係る費用等の情報を提供するため、公共工事やイベント、印刷物に要するコストを分かりやすく表示します。	実施				B	18年度決算におけるバランスシートや行政コスト計算書等財務諸表を作成した。	国等における公会計制度改革の流れを踏まえながら、国の示した新たな公会計財務諸表の内容を検討し、より県民にわかりやすい財務諸表の公表に努めていく。	総務部 各部局
施設ごとのコストの公表	施設の運営改善に資するため、福祉施設など利用者が多いことが事業の効用につながらない施設を除き、利用者1人あたりにかかる施設のコストを公表します。	実施				A	下記施設でコスト公表を行った。 14年度決算 関宿城博物館 15年度決算 国際総合水泳場 16年度決算 生涯大学校 17年度決算 文化会館 18年度決算 さわやかちば県民プラザ	引き続き施設のコストの公表に取り組む。	総務部 各部局

個別取組事項	内 容	17年度	18年度	19年度	20年度	進捗状況	19年度の取組状況	今後の取組予定	実施部局
(9) 県有施設等の有効活用									
(ア) ファシリティマネジメントの推進	施設の有効利用や、快適・機能的な執務環境を実現するため、総合的・長期的視野に立ち、企画・管理を行います。 建設費用だけでなく、光熱費、保全費、改修・更新費、解体処分費用を含む施設の生涯費用(Life Cycle Cost)の抑制、施設の長寿命化を図るため、総合的・長期的な財務的視点に立った維持管理・更新計画を策定します。						ファシリティマネジメントの基本方針(素案)を取りまとめ、推進組織の立上げに向けた具体的な検討を進めた。 また、知事部局の出先機関を対象として、庁舎の維持管理情報を把握する施設実態調査を実施した。	ファシリティマネジメントの推進組織を立上げ、基本方針を制定のうえ基本方針に掲げる具体的な取組の実施に向けた検討を推進する。 また、簡易劣化診断システムを構築し、知事部局の施設を対象として劣化診断を実施する。	
施設のライフサイクルコスト(生涯費用)の抑制		ファシリティマネジメント 検討・実施				A	「さわやかちば県民プラザ」(柏市)へのESCO事業の導入について、実施に向けた改修を2月に完了し、サービス開始に向けて、試運転を行い、20年4月から運用を開始した。	今後も、ESCO事業については、CO2排出量の削減と光熱水費の削減が計画どおり進むよう事業者と連携・調整していく。	総務部 県土整備部 各部局
県有資産の有効活用	県有資産についての情報を集約・一元化し、総合的な管理を行います。 効果的・効率的な利用が行われていない施設については集約化や、適正な配置、民間ビルの活用を検討するとともに、活用されていない土地、施設については、売却を計画的に進めます。					A	未利用県有地の処分を進めた。 (19年度実績:一般会計) 土地 89,255.26m ² (4,562,262千円) * 建物延べ床面積9,651.48m ² を解体条件付で売却した。	廃止となる職員住宅や職員公舎・庁舎などを中心に、20年度は32物件、約47,000m ² の売却を予定している。 このうち13物件が建物付であるため、解体費との費用対効果を勘案した上で、使用に耐えない建物等については、解体条件を付した上で売却を図る。	総務部
県有資産を活用した自主財源の確保	自主財源の確保等に資するため、県有資産を活用した広告事業を行います。なお、実施にあたっては窓口の一元化等、広告主の利便性を図ります。 ・施設命名権(ネーミング・ライツ)の導入 ・各種媒体による広告事業の実施 ・名入れ寄付					A	広告事業を全局的に拡大していくため、統一的な基準を定めた広告掲載基準の策定や、指定管理者制度導入施設における広告事業の実施方法を定める等、環境の整備を図った。 県広報紙「ちば県民だより」に加え、20年度から自動車税納税通知書用封筒及び職員録で広告を掲載した。	広告事業に要する職員人件費等のコストと広告料収入を勘案しながら、その他の広告媒体への拡大を図る。	総務部 各部局